

# 新自由主義の家族政策は可能か

——スウェーデンとの比較から——

浅井 亜希

- 1 福祉国家と新自由主義
- 2 スウェーデンにおける新自由主義
- 3 家族政策の歴史と転換
- 4 日本における「家族」のための諸施策
- 5 新自由主義の家族政策は可能か？

1980年代の新自由主義の世界的潮流は、スウェーデンおよび日本の家族政策に対し、いかなるインパクトをもつものであったのだろうか。本稿においては、家族政策の理念や福祉国家改革への影響を中心に考察する。スウェーデンは1980年代まで、安定した経済成長を背景としながら、社会的平等を組み合わせることに成功した「人間の顔をした資本主義」、あるいは市場主義的な資本主義と国家社会主義の中間の道として、「スウェーデンモデル」と呼ばれてきた。特に、第2次世界大戦後、積極的労働市場政策による完全雇用に基づく福祉国家の実現のため、普遍主義的な社会福祉サービスとともに、家族政策は発展した。さらにスウェーデンにおいては、1960年代には「男女平等」が政策目標の中心となっていた。しかしながら1990年代に入ると経済危機の影響から、経済のマイナス成長および失業率の上昇によって、福祉国家は危機を迎え、新自由主義的な福祉国家改革が行われていく。同時に、家族政策についても、内的矛盾（パラドクス）が顕在化する転換期を迎えるのであった。

本稿においては、同じ1990年代における日本の家族政策についても検討を行う。しかしながら日本における家族政策は「少子化対策」として、1990年の「1.57ショック」以降、議論が本格的になされてきた。そのため、少子化対策の形成自体が、いかに新自由主義に組み込まれたものであるかについても注目する。

本稿の目的は、スウェーデンの新自由主義的改革から生じた家族政策のパラドクス、および日本における少子化対策の形成への影響を明らかにすることにより、新自由主義的なレトリックと結びつく家族政策の可能性について検討する。

## 1 福祉国家と新自由主義

福祉国家に対する新自由主義の影響を考察する際には、そもそも新自由主義がいかなるものであるのかを定義しなければならない。しかしながら、新自由主義とは、実際は何が新自由主義であるのか合意があるとは言い難く、新自由主義は政策面においてだけでなく、その理念においても多様であり、ひとつに定義すること自体が困難である（新川，2014：120-130）。さらに新自由主義は、イデオロギーともいえる価値観の領域と、財政削減のための改革として財政支出や福祉給付額削減等を行う政策領域について、混同せずに考える必要があるだろう。

新自由主義の経済政策の特徴について、体系化をおこなったハーヴェイによると、新自由主義は「まずもって強力な私的所有論，自由市場，自由貿易に特徴づけられる制度的枠内で個々人の企業家的自由と技能が解放されることによって人間の幸福は増すと提唱する政治経済的実践の理論」と定義されている（ハーヴェイ，2005：2）。つまり，経済政策領域において，国家が市場化（民営化）および自由競争を強力に推し進めることに，新自由主義的な政策の重心があるといえる。

さらに，新自由主義には，価値観の領域においても2つの側面を見いだすことができる。ひとつは，個人の自立を強く推奨する個人主義的な自己責任論へのつながりである。もう一方は，いわゆるネオコンサバティズム（新保守主義）ともいわれる1980年代以降の右派の価値観の中心軸である，国家や家族などの伝統を重んじる意味での保守的価値の強調である。新川によると「新自由主義の政治的実践をみると，保守主義はその不可欠の構成要素となっている。1979年，政権を奪取したイギリスのマーガレット・サッチャーは，イギリス帝国の栄光，ヴィクトリア朝時代の価値，節制や勤労，家族の絆を強調した。1981年アメリカ大統領となるレーガンもまた，家族の絆や教会という伝統的価値を重視した。彼らの新自由主義戦略とは，福祉国家解体，小さな政府実現

に向け、市場の機能を重視しながら、福祉国家に代わる社会的保護システムとして、自助や相互扶助、そしてそれに関連する伝統的価値を動員するものであった。自由主義と保守主義は、新自由主義的政治実践のなかでは、『大きな政府』、福祉国家批判を契機に渾然一体化している」として、価値観の領域においても「幅の広い」レトリックをもつことがわかる（新川、2014：130）。

しかしながら、福祉国家が「大きな政府」としていかに非難の対象とされたにせよ、新自由主義政権による福祉縮減には限界があったことは、ピアソンをはじめとする制度論の立場から明らかにされてきた（Pierson, 1994）。つまり、福祉を削減する政策は不人気であるため、政治家や政党は批判を避けるために「非難回避の政治」を行う。そのため、たとえ新自由主義的レトリックが支持されたとしても、実際の社会保障費を削減することは、サッチャー政権期のイギリスにおいても困難であった。

本稿においては、以上のような「幅の広い」新自由主義レトリックが、スウェーデンと日本にいかんにかに受け止められ、家族のあり方や家族政策に、いかんにかに影響を与えたのか検討する。

## 2 スウェーデンにおける新自由主義

### 2-1 1990年代における新自由主義の受容

ハーヴェイは、スウェーデンの新自由主義を「限定された新自由主義」と呼んでいる（ハーヴェイ、2005：156-159）。すなわち、給付水準は高いままに、財政削減・インフレ抑制・均衡財政を経済政策の中心としたことが、スウェーデンの特徴である。スウェーデンは戦後、社会民主党によって福祉国家システムを発展させたが、1976年～1982年および1991年～1994年には、中道右派政権に政権が交代した。スウェーデンにおいて新自由主義による改革が行われた転換期としては、1976年ではなく、1991年の穏健党ビルトに政権交代したときであったと考えられる。しかしながら、加藤・ロススタインによると、スウェーデンにおいても新自由主義的改革が行われたにもかかわらず、中道右派政権の2つの時期の後には、結果的に財政赤字はさらに拡大していた。そして、その後の社会民主党に政権交代した際に、社会民主党が財政赤字を抑える政策をとるといふ、いわば党派性と政策のパラドクスが生じたことを明らかにしている（加藤・ロススタイン、2005）。

スウェーデンでは、オイルショック後の1976年、中央党（旧農民党）のフェルディンが戦後はじめて社会民主党から政権を奪取した。製鉄業や造船業の危機に対応するため、企業への減税政策、さらには社会政策の削減を行おうとしたが、実際は「40万人の新たな雇用」がスローガンであったために、財政赤字を拡大させる結果となってしまう。1982年には社会民主党のパルメが、中央党の政策を批判することで政権を奪還したが、社会民主党もまた、低い失業率を維持するため、16%の通貨切り下げを行い、結果的にはインフレを招いてしまう。さらに、賃金の上昇を招いたために、社会民主党の最大の支持母体であった労働組合（LO）との繋がりが弱体化していく結果であった。さらに、1983年にはスウェーデン雇用主連盟が中央団体交渉への参加を拒否したため、その後、企業ごとの労使交渉を余儀なくされていくため、スウェーデンの戦後の労使交渉の枠組みであった、ネオ・コーポラティズムが変容していく時代を迎えることとなった。

以上の背景を受けて、1991年に政権の座についた穏健党のビルトは、「スウェーデンのための新しいスタート」をスローガンとして掲げ、新自由主義的な改革を実践していく。スウェーデンクローナ（通貨）の20%切り下げによって国際競争力を強化するという大規模な経済政策に踏み切る一方で、税制や社会サービスに関しても大きな改革を行う。そのため、ビルトが政権についたことに、スウェーデンにおける新自由主義の受容を見出すことができる。1990年代初頭の石油価格の急騰および株や不動産の投機的なバブルの崩壊によって、スウェーデン経済は大きな危機をむかえていたなかで、ビルト政権は、市場志向、企業家優遇の構造改革を行った。

例えば1991年の税制改革においては、第1に所得税率引き下げ（限界税率を20%に一本化、勤労所得と資本所得を分離する二元的所得税制への移行および勤労所得は30%の比例定率）、第2に法人税率引き下げ（57%から30%へ、課税ベースの拡大あり）、第3に付加価値税率引き上げ（23.46%から25%へ）、第4に環境税の導入（二酸化炭素税、硫黄税）が行われた。この改革は、スウェーデンGDPの6%にもおよぶ抜本的なものであり、「緑の」税制改革など、先進的なものも含まれていた。しかしながら、1992年には失業率が12%に上昇するなど、経済不況が続いたために、政府はスウェーデンクローナを完全変動相場制へと移行、さらなる経済活動のためにEU加盟申請へと、経済政策の活路を見出していく。同時に、疾病保険、失業保険の社会保険給付を90%から

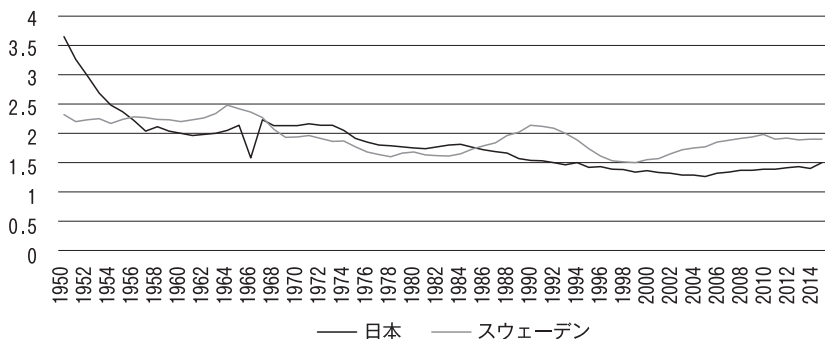
75%に切り下げるといった給付額の削減や、両親保険の補償額を90%から80%へ削減する、家族政策に対する改革も行われた。さらには右派政権らしいスローガンであった「自由選択」を推進するため、学校や病院におけるバウチャーシステムも導入した。

1994年秋、中道右派政権による改革を批判することで政権に返り咲いた社会民主党のカールソンは、「責任ある戦略」というスローガンをもっていた。カールソン政権およびその後のペション政権は、それまで社会民主党が伝統としてきた財政政策の発動ではなく、ビルト政権を引き継ぐ形で、財政赤字削減、インフレ抑制政策といった経済政策を中心に据えたのである。そのため、1994年には法人税率の引き下げ(30%から28%へ)、1995年には所得税限界税率の引き下げ(20%および25%の2段階累進課税)、2004年には相続税、贈与税の廃止が行われた。さらには、老齢年金や社会福祉サービスの民営化、および地方分権化によるコミューンへの補助金削減という、社会民主党による新自由主義的な改革が行われた。家族政策に対しては、両親保険のさらなる削減(75%へ)、児童手当額の削減、大家族への手当廃止、保育園や学校参観で使える年2日の有給廃止であった。さらに1998年、社会民主党のペション政権においても、地方自治体と州議会に対する政府の補助金の打ち切り、および女性が働く中心的な場所になっていた公的ケア部門の人数削減という、福祉国家から小さな政府の方向性へとまるで右派政権のような改革へ、明確に舵をきっていく。

## 2-2 党派性のパラドクス

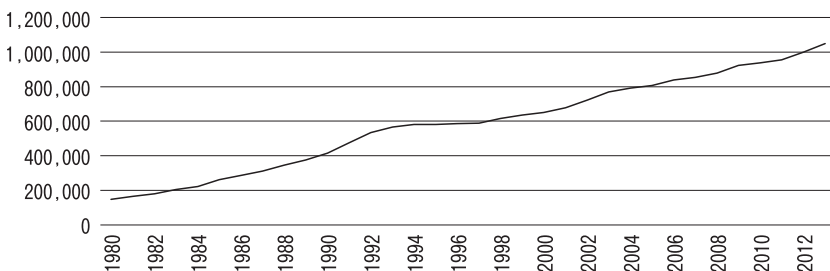
1960年代より男女平等が議論され、男女共稼ぎモデルが家族政策の対象とする標準的な家族としてきたスウェーデンにおいて、1990年代の新自由主義的な福祉国家改革は、どのような影響を及ぼしたのだろうか。第1に、家族関連給付削減の帰結としての出生率の低下である。スウェーデンの合計特殊出生率は、1990年2.1から1999年には1.5へと急速に低下していた(図1参照)。しかしながら、先に述べたように「非難回避の政治」による経路依存が働いているため、給付の削減がすなわち社会サービス全体の量的低下に直結するとは必ずしもいえない。さらに、政策の転換が出生率の変化に、直接的かつ短期的に影響を与えるとは考えられず、同時期の社会・経済状況や地方分権改革との関連性等も検討する必要があるだろう。

図1 スウェーデンと日本における出生率の推移



出所) OECD ホームページ Fertility rates より筆者作成

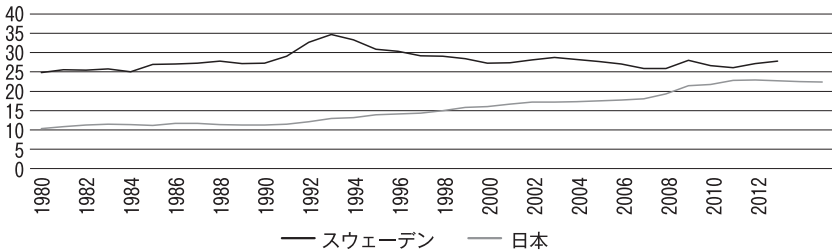
図2 スウェーデンにおける社会保障費の支出推移



出所) OECD Social Expenditure Database より筆者作成

さらにスウェーデンにおいては、新自由主義的な転換が実行される際に一般的に見受けられる、左派政権＝ケインズ主義、中道右派政権＝財政保守主義という政治的構図については逆であるという、「党派性のパラドクス」が生じていた。なぜスウェーデンにおける中道右派政権は、福祉国家の構造改革を行うことができなかつたのかについて、加藤・ロスステインは2点その理由をあげている。ひとつは、経路依存性である。つまり、スウェーデンのような普遍主義的な福祉国家では有権者の多くが社会サービスの受益者であるため、福祉サービスの削減を実行することができない、という説明である（図2および図3より、スウェーデンにおける社会保障費の長期的な削減は行われていない）。もうひとつは、スウェーデン固有の構造的な要因である。つまり、普遍主義的な福祉国家システムを構築したゆえに、少数の利益受給者に対する福祉サービ

図3 スウェーデンの社会保障支出の対GDPの推移



出所) OECD Social Expenditure Database より筆者作成

ス・給付の削減は、対象がそもそも限定的であるために削減を行う領域を見つけること自体が困難なのである(加藤・ロススタイン, 2005)。

本稿においては、以上のようなスウェーデンの新自由主義的改革における「党派性のパラドクス」を、家族政策にも見いだしていく。スウェーデンにおいては、社会民主党によって進められてきた家族政策にも内的矛盾をかかえていたため、新自由主義的な福祉国家改革と結びついた家族政策の方向性にシフトしていくのである。

### 3 家族政策の歴史と転換

#### 3-1 家族政策の個人化へ

スウェーデンにおける家族政策の歴史は長く、1930年代に議論がなされはじめ、女性の育児休暇取得や公的保育所の整備、普遍主義的な児童手当等、戦後には家族政策を大きく発展させてきた。男女平等については、スウェーデン政府は1959年に「家庭と仕事」会議が開催し、ここで男女とも家庭と仕事を両立させるべきという、家族政策の新しい理念が誕生していた。さらに、1960年代後半は世界的にも社会運動の時期であり、スウェーデンにおいても平等を求める運動が高揚していた。女性の解放を求めるフェミニズム運動や保育所の拡大をめぐる運動(「すべての子どもに保育所を!」運動)は、その後の家族政策の方向性を大きく決定づけたことで知られている。

スウェーデンにおける性役割にかんする議論によって、家庭内の男女平等および女性の経済的自立のための様々な施策が設けられ、1970年代には、家族政策の脱家族化／個人化への転換がみられた。例えば、1971年の男女分離個



人別納税方式の導入によって、世帯単位から個人への課税方式への移行、および1974年における両親保険制度への転換によって、女性の経済的自立の促進と男性の育児休業取得への道が開かれていく。つまり、女性の就労促進だけではなく、男性の子育て参加が制度として促されるという、家族政策の個人化が起こったのである（浅井、2013a）。

1970年代は制度面だけでなく、言説面においても変化の時期であった。スウェーデンにおいては女性の「二つの役割」（労働者および母としての役割）から「男女平等」へという、フェミニズム運動とともに政府や社会民主党内においても男女平等が模索されていた（浅井、2013b）。スウェーデンの特徴としては、社会民主党やその支持基盤である労働組合が自ら「男女平等」を目標として改革のイニシアティブをとる、いわば国家主導の「ステイト・フェミニズム」が歴史的に継続されてきたと考えられる。例えば、社会民主党内には「社会民主女性同盟」として女性団体が設置されていたが、1968年にはアルヴァ・ミュルダールを議長とした「平等に関するワーキンググループ」が設置され、翌1969年の党大会において、男女平等をもたらすための労働市場政策・教育政策・税制改革・家族政策プログラムを提示した。これに基づき、1972年『未来の家族、社会主義者の家族政策』を発行し、男女ともにペイド・ワーク（短時間労働）を担い、同時に男女がアンペイド・ワーク（家事・子育て）を担う家族モデルが提起された。1972年にはパルメ首相の諮問機関「男女平等のための代表団」が設置され、1973年からは男性の仕事と考えられてきた工場労働や医師として女性を雇用するという実験計画を開始し、1976年までに女性の雇用問題に関して100の提言を行った。

スウェーデン政府により1969年に設置された家族専門委員会による1972年の報告書『*Familj och äktenskap I*（家族と結婚1）』によると、「全ての個人には、家族や親類にも依存せず、自らが責任をとれる社会、また男女間の平等間の平等が現実となる社会を作ることが求められている」と明記されている（SOU, 1972: 41）。このことから、スウェーデンにおける男女平等とは、（女性も含めた）個人の経済的自立をまずは意味するものとして明確に捉えられることとなった。

以上のように1960年代後半から1970年代にかけては、男女平等、子育ての社会化、仕事と家事の両立や分担といった 이슈により、家族政策が大きく議論され、政府や政党、労働組合や女性団体においては、数多くの調査や提言



が行われた。政府により1976年に設立された男女平等委員会は、労働省の指導下におかれ、与野党5党の代表者によって構成されていた。この委員会の目的は、「男性も女性も同等の条件で職業につくことができること、性別にかかわらず教育や職業を選択できること、女性が職場や社会活動においてより発言力をもてること、子どもや家庭に対する責任を男性が分担すること、そういうことの可能な社会状況」を実現することであり、スウェーデン政府・社会の強い方針がうかがわれる (Liljeström, 1978 = 1987 : 1)。

1970年代後半以降、スウェーデンの女性政策が男性を巻き込んでいくことは、それまでの男女平等を示す言葉として使われてきた *Jämlikhet* (平等) ではなく、*Jämställdhet* (同等, 同じ高さに立つ) という言葉が使われるようになったことから明らかである。法的には1980年、雇用における男女平等を事業主に義務づける男女雇用平等法が制定された。これは労働と労働条件および個人の能力の開発の機会に関し、男女の持つ平等な権利を保障し、その実現を促進させることを目的とした法律であった。同時に、男女平等オムブズマンが労働省のもとに設置され、平等法が守られているか監視する役目を果たした。

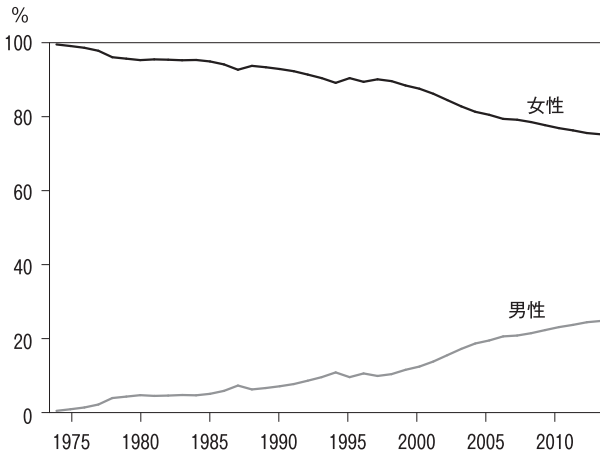
スウェーデンにおける家族政策は現在まで拡大を続けている。一貫している理念は、男女ともに働く「就労原則」と家庭内の男女平等、すなわち全ての個人が「二つの役割」をもつことを明確にしている。つまり、男女共稼ぎ家族モデルを標準とした就労支援型の家族政策によって、個人の自立はさらに促されていくといえる。

### 3-2 ラディカル化するジェンダー平等

1980年代にはスウェーデンにおいて、制度としては男女平等が達成され、世界的にも「ジェンダー主流化」が普及する時代となった。しかしその一方で、スウェーデンにおける男女平等政策が達成されていなかったことが、再び高揚した女性運動から訴えられはじめたのである。

1960年代～1970年代のフェミニズム運動による性役割議論や政府の調査報告から導かれた男女平等政策は、いわば中立的な (ジェンダー平等) 政策であり、スウェーデンにおける標準的な家族モデルを男性稼ぎ主モデルから男女共稼ぎモデルへの転換を確かに促したといえるだろう。しかしながら、1980年代になっても変わらず女性が子育て、家事の責任を負わされている実態が明らかにされた。例えば、1982年のジェンダー平等委員会による報告『*Kvinnors*

図4 スウェーデンにおける男女別両親保険の取得率の推移



出所) *Social Insurance in Figures 2014:75* より

*arbete* (女性の労働)』では、政府が講じた1960年代のジェンダー中立的な諸政策を、失敗と結論づけた。さらには、家事労働における男性の不在を訴えている(SOU, 1979: 89)。つまり、依然として家事労働に男性が参加していないために、結果として女性は労働市場においてさらに弱くならざるを得ない状況に陥っているのである。上述のとおり、1974年の両親保険改革によって、男性も育児休業をとれるようになったが、実際の取得率は依然として低いままであることも問題視された(図4)。

ジェンダー平等委員会の報告をうけ、政府は「アクションリスト」作成し、女性の労働市場における地位向上、および公共政策や政策決定における女性の地位向上を計画した。しかし1987年の報告書『*Varannan damernas* (ほかのすべての女性のため)』では、経済状況の悪化という要因からも、女性をめぐる状況の悪化を説明したのみであり、インパクトに欠けるものにとどまった。家事労働における男性の不在については、1985年の報告書『*Mannen i förändring* (変革期にいる男性)』のなかで、その対策が訴えられ、1990年代に中心となる「パパ政策」につながると考えられる。男性が育児休業をより取得できるように促進するとともに、夫婦が離婚した後も子どもへの責任をよりもてるためのサポートする方針が訴えられている。

1990年代からは、ジェンダー平等のラディカル化ともいえる、女性運動の

新たな興隆がおこっていた。アメリカの女性団体レッドストッキングスに影響をうけた、スウェーデンの女性団体である Stödstrumpor (サポートストッキング)<sup>1)</sup>は、労働市場や公的分野における女性のポジションを押し上げる運動や計画化をラディカルに推し進めていく。そのマニフェストには「内閣における女性閣僚を半数」にするというクォータ制の導入もあり、社会民主党にも影響を与えた。例えば1994年の選挙においては、女性政策がひとつのテーマであった。社会民主党は、1987年の報告書を踏襲する形で「ほかのすべての女性のため」をスローガンとし、クォータ制の導入や労働といった女性問題の真の解決をマニフェストに盛り込んだ。また、社会民主党が発行した『*Power booklet S-Kvinnor* (スウェーデン女性のためのパワーブックレット)』は「*Power Booklet - a quick DIY on how to obtain real personal power*」としてノルウェーやオーストリア等、海外でも翻訳・活用されるものであった。「女性の公正な力のためには、無数の罫がある。このハンドブックは、それを特定し、回避または排除する方法についてのガイドを提供する」ものとしてはじめに紹介されるように、女性が個人として、社会のあらゆる団体に意思決定に参加するための実践的な方法を提示するものであった。スウェーデンの社会民主党は、2001年より現在まで、自身を「フェミニスト党」と宣言しているが、政府や政党のジェンダー平等だけでない、あらゆる場における女性の公正を訴えている。

以上のとおり、1990年代は新自由主義とともにジェンダー平等に関する議論が高揚し、より実質的な平等を求め、女性運動も政策もラディカル化していった。しかしながら、スウェーデンの家族政策に関しては社会民主党の変革にも関わらず、経済危機と中道右派への政権交代という背景から、ジェンダー平等とは逆行してく。例えば1994年、社会平等大臣であった自由党のウエステルベリは、中央党の要望により子どもケア手当を導入した。この手当は、スウェーデンが歴史的に進めてきた、子どもを公的保育所に預ける（そして母親も働く）のではなく、自宅で子どもを育てる際に支給されるものであった。つまり子どもケア手当は専業主婦を促進するととらえられるものであるため、当時野党であった社会民主党から大きな批判の対象となった。中道右派政権による新

---

1) サポートストッキングは中年女性による団体であったため、自らを揶揄する団体名とした。そして1994年には女性政党 MPs を結成し、2005年にはスウェーデンにおける女性政党である、フェミニストイニシアティブ (FI) への結党へとつながっていく。

自由主義的改革のなかで目指されていた、「自由選択」の論理は、女性が専業主婦になることも妨げていないため、政府は伝統的な男性稼ぎ主モデル家族に対しても支援を行うのか、という論点が見いだせる。スウェーデンにおいては、1930年代より公的保育所による子どもの教育を推進し<sup>2)</sup>、1960年代からは両親ともに働く男女共稼ぎモデルを標準的な家族モデルとして支援してきた歴史がある。そのため、子どもケア手当は時代錯誤であり、男性稼ぎ主モデル家族への回帰や、女性の専業主婦化を奨励するものであると批判され、同1994年秋に選挙が行われると、社会民主党カールソンが政権に返り咲き、子どもケア手当はすぐに廃止されることとなった。

### 3-3 家族政策のパラドクス

1990年代のスウェーデンにおける新自由主義改革とジェンダー平等のラディカル化は、家族政策にいかなる影響を与えるのだろうか。本稿においては、中央党による子どもケア手当の導入や、社会民主党による「責任ある戦略」に基づく家族関連給付の減額といった、党派を超えた新自由主義的福祉国家改革が行われることから、スウェーデンにおける家族政策は、新自由主義的改革と実は親和的であるととらえる。

ジェンダー平等のラディカル化とは、それまでジェンダー中立であった施策を、女性／男性の実情に沿った、結果（効果）を伴うものとして変化を求めるものである。そのため、これまで構築してきた制度と現実、理想と現実のギャップが、ジェンダー平等をめぐるパラドクスとして現れたといえる。その帰結として、スウェーデンにおいては女性運動に基礎をおくラディカルなフェミニスト政党まで現れた。一方、男性についても、男性のための政策を考える「パパグループ」議員ユニットも形成され、男性政策も同時に模索されはじめていた。

ラディカル化するジェンダー平等をいかにとらえるのか。フレーザーによる「承認と再分配」をめぐる議論は、家族政策の転換とパラドクスを考えるうえで重要である（フレーザー、2003）。フレーザーによると、「再配分」とは経済

---

2) 1930年代における公的保育所促進の理由は、女性の就労支援のためというよりも、保育のプロによる保育の方が、子どもの発達のためには望ましいとするアルヴァ・ミュルダールの思想の影響が強い。

的不公正を、「承認」とは文化的的不公正を是正しようとする要求である。スウェーデンにかぎらずジェンダー平等をめぐる施策には、この両方が含まれてきた。なぜなら「女性の経済的不利益は、公的な領域ならびに日常生活の場面において、女性の『声』を制限し文化形成への同等な参加を妨げている」からである。しかしながら、フェミニズムは「再分配／承認のジレンマ」に陥っている。つまり再分配の論理は、ジェンダー自体を排除しようとするものであるが、承認の論理はジェンダーの特性に価値を見出している。さらにフリーザーは、新自由主義やグローバル化とフェミニズムの関係に関して、「フェミニズムの一部と、勃興する資本主義の新形態—ポスト・フォードイズムのおぞましい収斂」が起きているのではないかと述べられている（フリーザー、2011）。

つまり、フェミニズム運動の目的が経済的不利益の是正から文化的承認へ、ジェンダー公正へと要求が移行する時期は、まさにグローバル経済を背景とした新自由主義の拡大の時期と一致する。そのため、新自由主義の論理はジェンダー公正の論理を飲み込んでいくのである。新自由主義の浸透のひとつとして、脱家族化／個人化は世界で進展していった。例えば1990年代のイギリスにおける「第3の道」路線には、「効率と公正の新たな同盟」という理念が含まれていた。すなわち、契約主義や社会的投資アプローチに基づいた福祉国家改革は、家族内での公正を目指す「ワーク・ファミリー・バランス」から「ワーク・ライフ・バランス」を目指す、雇用政策（労働政策）の一部となっていく。それゆえ家族政策は、新自由主義的改革とは矛盾をきたさず、むしろ自立した個人のための政策として親和的であるといえるだろう。

さらに、1990年代以降の福祉国家再編に関して、ヨーロッパ諸国を比較した近藤によると、「スウェーデンにおいては福祉国家を支える連帯が維持されるとともに、既存の制度が『新しい社会的リスク』にも対応しているという特徴があり、その両面から、最も耐久力のある福祉国家としての位置づけが可能」としている（近藤、2011：58）。スウェーデンにおいては、社会民主党が1960年代から女性の就労を支援するとともに、個人単位の家族政策に転換してきたため、ヨーロッパの他国が直面する、個人化による「新しい社会的リスク」への対策を、改めて行う必要がなかったという理由が考えられる。

以上のようにスウェーデンでは、新自由主義によるグローバル経済を背景としながら、中道右派政権による家族政策改革（伝統的な家族への揺り戻しや給付削減）は失敗に終わり、社会民主党によってさらに個人化する家族政策と給付

の削減が進んでいるため、フレーザーの言葉を用いれば「おぞましい収斂」へとむかっていただろう。公正なジェンダー平等にむけた「承認」のジレンマというパラドクスは、社会民主党が自らをフェミニズム政党と呼ぶことや、両親保険におけるジェンダー平等ボーナス<sup>3)</sup>の実施等、家族政策のジェンダー（目的）化が図られているといえるだろう。

次に、同じ1990年代における日本の家族政策についても検討を行う。しかし日本における家族政策は「少子化対策」として形成したため、その形成自体が、いかに新自由主義に組み込まれたものであるかについて注目する。

#### 4 日本における「家族」のための諸施策

日本においては、1990年代に至るまでは、経済発展の成功例であったといえる。1950年代から1960年代における高度経済成長、さらにオイルショック後1970年代の後半にあっても低い失業率と安定成長によって、日本の経済力の強さは示されていた。しかし、戦後の自民党政権のもとでは、「労働なきコーポラティズム」といわれるように、労働者の利益代表という点において、政策形成に対しては非常に弱いものであった。しかしながら、自民党による安定的な長期支配のもとで、年功序列型に代表される賃金の安定的な上昇や、終身雇用制度を基盤とした労働環境と1973年の「福祉元年」による日本型福祉国家が形成されていたため、労働者も利益を得ていた。さらに、家族のための施策としては、企業による福祉が発達し、包括的な社会保険制度と男性稼ぎ主家族をモデルとした社会保障が発達していた。

日本における家族のための諸施策の前提は、1979年の自民党研修叢書『日本型福祉社会』に見出せるだろう。ここにおいては、日本における3世代同居の高さを「含み資産」とし、家族の高い扶養能力から、政府の財政支出が抑えられるだろうという論理のもとに、1970年代までの福祉拡大路線から転換することが明記されている（自由民主党, 1979）。さらに、「個人の自立・自助の精神に立脚した家庭・近隣、職場や地域社会での連帯を基礎としつつ、効率の

---

3) ジェンダー平等ボーナスとは、2008年より実施され、育児休業日数を両親が平等に利用した場合、自治体からボーナスとして、3歳までの子どもをもつ両親に対し「チャイルドケア補助金」（最高270日間、1日50SEK）を支給されたり、税の減額が行われている。



良い政府が適正な負担のもとに福祉の充実」という目標のもと、民間活力（企業）が重視されている。この背景をもとにすると、1981年の臨時行政調査会「行財政改革に関する第一次答申」、いわゆる行革の時代にはいり、「公費負担に係る支給を低所得世帯に限定する等制度の抜本的見直しを行う」ことが求められる流れを見いだすことができる。これらの結果として、日本における家族への支援は、企業が中心的役割を担っていく。

しかしながら企業が中心となり、家族（女性）が育児と介護を担う時代は、1990年代以降の「新しい社会的リスク」の登場によって変容していかざるを得ない。さらに、少子化が1990年の「1.57ショック<sup>4)</sup>」以降社会問題化したために、日本における家族のための諸施策は、出生率を回避した少子化対策と企業への支援と、軸を移していった。

#### 4-1 少子化対策形成にむけた厚生省の動き

日本においては、家族に対する支援領域としての「家族政策」は存在していない。伝統的な価値観を基盤とした「家族」のための施策は、児童福祉、児童手当、母子保健、そして広範ともいえる少子化対策であるといえるだろう。新自由主義の台頭および、1990年代の「新しい社会的リスク」に対応した家族に対する支援は、日本特有の企業福祉では限界を迎えていた時期と並行している。つまり、少子化対策の形成は、家族への支援とともに、企業による家族福祉への救済という側面も含んでいた。

そもそも「少子化」という言葉はいつから使われはじめているのだろうか。広辞苑においては第5版から、「少子」の項目のなかに「少子化」がはじめて掲載されている。また、政府の公的文書としては、経済企画庁の『平成4年度国民生活白書』は「少子社会の到来、その影響と対応」という副題の下に、はじめて少子社会の現状や課題について、解説・分析が行われている<sup>5)</sup>。そのなかで少子化の定義は、「出生率の低下やそれに伴う家庭や社会における子供数の低下傾向」、また少子社会とは「子供や若者が少ない社会」と示されている

4) 1989年の1.57という合計特殊出生率が、1966年（丙午）の1.58を下回り、少子化が深刻な状況だと認識された状況を「1.57ショック」と呼ばれる。

5) 同時期の厚生白書においては、「児童の少ない社会」「出生率低下」とのみ説明されている。厚生省においては、平成5年度版『厚生白書』において、「少子社会」「少子化」という用語がはじめて使われた。（厚生省、1994年）



（経済企画庁，1992）。現在，少子化に関する白書は，内閣府による『少子化社会対策白書』であり，この白書における定義は，合計特殊出生率が人口置き換え水準をはるかに下まわり，かつ，子どもの数が高齢者人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会が「少子社会」と呼ばれている。日本では1997年に子どもの数が高齢者人口よりも少なくなったために，これ以降，少子社会といわれる（浅井，2016）。「少子化」や「少子社会」というキーワードが存在していなかった時期において，厚生省はどのように出生率の低下という現象，およびその対策をとらえていたのだろうか。1991年7月，児童家庭局企画課において「児童環境づくり対策室」が設置され，そして後の「少子化対策」は，当時「健やかに子どもを生み育てるための環境づくり」と呼ばれていた。

次に，日本の少子化対策の形成につながる端緒である，「エンゼルプラン」について検討する。1994年12月16日に，「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」，通称「エンゼルプラン」が合意された（文部，厚生，労働，建設4大臣）。エンゼルプランはいかなる意義と限界をもつのだろうか。第1に，日本における家族のため施策としての少子化対策の契機としての意義である。すなわち，出生率の低下が「少子化」として社会問題として認識され，1990年代以降の子ども・現役世代をめぐる政策の軸となった。さらに同時期には，育児休業法の成立，児童福祉法，母子保健法，児童手当法の改正につながっていく。例えば1996年4月に改正母子保健法が施行され，乳幼児の健康診査等母子保健サービスが市町村で一元的に受けられる体制が整備され，また乳幼児健康支援デイサービス事業が設けられ，母子保健施策が充実していくなど，児童福祉施策の一部として家族のための諸施策は発展する。

第2に，関係省庁が連携して政策をパッケージ化していく萌芽としての意義である。エンゼルプランは上記4省の合意として形成されたが，この形式は，1989年に策定された高齢者施策としてのゴールドプラン（「高齢者保健福祉 推進十ヵ年戦略」と同様であった。すなわち，ゴールドプランが高齢社会における在宅福祉という新たな福祉モデルを方向づけたのと同様に，エンゼルプランが日本における少子化対策を，包括的な家族政策の萌芽として位置づけることができる。しかしながら，エンゼルプランには，広範な政策のスローガンにすぎないという限界を持ち合わせていた。すなわち，エンゼルプランには具体的な数値目標を入れず，各省の具体的なプランに委ねることによって，「合意」形成が可能となったからである（浅井，2016）。

1993年、少子化は「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」から、「少子化」へとワーディングが変化した。それに伴い、「児童福祉」から「児童家庭福祉」へと、家族も支援の対象に含めるという、包括的な「家族」福祉政策が求められていく。つまり、厚生省における子育ての位置づけは、「家庭における子育てが基本」としながら、一方で1997年の人口問題審議会以降、子どもを育てるのは「社会的責任」とされていく。

1997年10月の人口問題審議会が、少子化対策のひとつの転機であった。同審議会による『少子化に対する基本的な考え方について—人口減少社会、未来社会への責任と選択』において、子どもを育てることをはじめて「社会的責任」だと示されたのである。また2001年には、厚生省が厚生労働省へと再編されたことにより、児童家庭局は労働省女性局と一緒に、「雇用均等・児童家庭局」となったことで、児童家庭福祉の環境づくりの観点だけでなく、労働環境の改善や男女共同参画社会の視点が取り入れられていくことも、包括的な家族政策への萌芽を見いだすことができるだろう。

#### 4-2 少子化対策の確立へ

厚生省は、1999年『平成10年版 厚生白書—少子社会を考える』を発表した。当時の小泉厚生大臣は、この白書を「国民的議論に供する問題提起型の白書」と位置づけ、「出生率の回復を目指し、結婚や子育てに個人が夢を持てる社会をつくることは、将来世代への責任ではないだろうか」と白書のはじめに述べている。エンゼルプランから1999年の新エンゼルプランにむけて、少子化対策は確立期といえる。日本の少子化対策の基礎となった新エンゼルプランにむけた具体的なプロセスは以下の通りであるが、ここに日本の特徴である埋めこまれた新自由主義と、家族主義の転換を見いだすことができる。

1998年7月「少子化への対応を考える有識者会議」（岩男壽美子座長）が設けられ、12月に提言『夢ある家庭づくりや子育てができる社会を築くために（提言）』が提出された。この提言においては、少子化への対応として、まず労働環境に言及している。さらにこのなかで、ジェンダー平等や男女共同参画という視点が、はじめに言及されたことに注目したい。

- ・日本の雇用慣行と密接に結びついている男女の固定的な性別役割分業を隅々まで見直し、あわせて職場優先の企業風土を是正すること。
- ・多様な働き方を可能とし、特に育児期間にある男女就業者について育児休

業や育児のための時間の確保を推進するなど、職場における仕事と育児の両立支援の取組みを充実するとともに、このためにも、仕事の効率性を高めて就業者全体の職場への拘束時間を削減すること。

- ・出産・育児のため退職しても不利になることなく再就業できる開かれた労働市場を実現すること。
- ・企業の育児支援の取組みを勧奨・評価する仕組みを設けること。

有識者会議をうけ、政府は1999年6月「少子化への対応を推進する国民会議」を設置した。2000年4月に取りまとめられた報告書『国民会議の国民的な広がりのある取組みの推進について』において、これまでの少子化対策の方針に加えて「家庭や職場、地域における固定的な性別役割分業を是正し、男女共同参画社会を実現していく必要があること」に言及されている。ここで少子化対策は、ジェンダー平等政策との連携を強化していくのである。

1999年7月には、市町村に対し「少子化対策臨時特例交付金」として、厚生省および文部省より2,000億円が交付される運びとなった。これは、「保育所待機児童の解消をはじめ、地域の実情に応じて市町村等が実施する少子化対策の呼び水として効果的な創意工夫ある幅広い取組みの保育、教育等の事業及び民間が実施する当該事業に対し市町村等が助成する事業に対し、本交付金を交付し、地域における少子化対策の一層の普及促進を図るとともに、雇用・就業機会の創出に資すること」が目的とされた。交付金の交付実施にあたっては、「できる限り民間活力の活用に努める」として、保育所・保育ママ等の保育関連の設置事業および、幼稚園の環境整備・公共施設、自治体版エンゼルプランの作成が対象であったことに注目したい。つまり少子化対策は、民間（企業）への支援、さらには民間部門と公的部門の連携という、いわば少子化対策が新自由主義と結びつき、諸施策の事業化・市場化を目指していくのである。

このように、少子化対策のジェンダー化・市場化が求められはじめたのは、有識者会議における提言の結果であった。提言では、少子化の社会経済的要因だけでなく、心理的要因にも言及している。提言の趣旨をふまえ、1999年5月政府に「少子化対策推進関係閣僚会議」が設置され、12月には『少子化対策推進基本方針』が示された。そこで改めて、「近年の出生率の低下は、将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与える懸念」と、少子化が日本における深刻な社会問題であることが、政府によって示された。さらにこの基本方針は、政府による少子化の総合的な施策の方向性がはじめて示されたものとして

も重要である。基本方針により、少子化対策は「仕事と子育ての両立の負担感を緩和・除去して、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの」とされ、関係18省庁が一体となって取り組みを決定するとされた。

1999年12月19日『重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画』、いわゆる「新エンゼルプラン」が6大臣で合意された(大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治大臣)。少子化対策推進関係閣僚会議で決定された「少子化対策推進基本方針」に基づく、重点施策の具体的実施計画として2000年度まで5年間の計画であった。新エンゼルプランにおいては、具体的な数値を盛り込みながら、3つの柱が厚生労働省の具体的な計画として策定された。

第1の柱は、「保育サービスの充実」を目的として、少子化対策臨時特例交付金を活用し、0歳～2歳までの低年齢児の受け入れ枠を拡大すること、延長保育・休日保育枠の拡大など保育の多様なニーズに対応すること、また地域での子育て支援のためファミリー・サポート・センターや放課後児童クラブの推進、子育ての悩み相談・支援体制の構築などが含まれている。第2の柱は、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」を目的として、労働者が育児休業を取りやすく職場復帰しやすい環境を整備するために、育児休業制度の充実、40%への引上げを目標に育児休業給付を見直すこと、事業主による育児休業取得者の円滑な職場復帰への支援を含めていた。また事業主に対しては、事業所内託児施設の設置や短時間勤務制度など、子育てに配慮した勤務時間や労働時間の短縮を求めた。第3の柱は、働き方そのものについての固定的な性別役割分業や職場優先の企業風土の是正といった、心理面であった。

以上のように、具体的な数値目標も有した新エンゼルプランによって、それまでの「子育て支援」から日本の「少子化対策」が確立した。1990年代の日本の少子化対策の形成期には、以下の特徴があると考えられる。第1に、少子化対策が「社会全体」での取り組みとして位置づけられた上での、民間(企業)の重視である。働き方の是正や日本型雇用慣行の変更を求めるとともに、企業内処遇の改善のため事業主に対し、育児休暇後や労働環境の整備を求めするため、給付金が設けられたことから見いだすことができる。またこの方針は、2007年の『ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)憲章』にもつながる、雇用政策の一部となっていく。

第2に、ジェンダー平等政策、そして男女共同参画社会の実現に関する諸施

策との連携である。職場における性別役割分担の是正にむけた、女性の能力発揮促進のための積極的取組（ポジティブ・アクション）に関するセミナーの実施や、男女雇用機会均等法の説明会の開催等によって、法の周知徹底が行われることが求められた。しかしながら、これらはいくまで「職場における」男女平等であり、「家庭における」男女平等には言及されていない。

2000年代以降、少子化対策は定着期に入る。2003年には少子化社会対策基本法が成立し、この基本法に基づき、2004年6月『少子化社会対策大綱<sup>6)</sup>』が閣議決定され、少子化対策推進基本方針および次世代育成支援に関する当面の取組方針が統合された。これによって、日本の少子化対策の基本方針が統一され、「少子化の急速な進行に対する危機感が社会で十分に共有されていない」という認識も共有された。そしてその上で、「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み・育てることに喜びを感じることができる社会への転換」することが求められている。大綱においては、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの柱が設けられ、現在までの日本の少子化対策の中心となっている。

### 4-3 新自由主義的な少子化対策

現在、政府が取り組む『経済財政運営と改革の基本方針 2014～デフレから好循環拡大へ～』（2014年6月24日閣議決定）のなかでは、今後の日本経済の課題として、「人口急減・超高齢化」の克服があげられている。この基本方針のなかで少子化対策は、「人口急減・超高齢化に対する危機意識を共有し、少子化危機ともいべき現状を突破していかなければならない。出産・子育て支援も社会保障の柱であるという認識を共有しつつ、出生率の回復に成功した諸外国の経験も参考にしながら、結婚・妊娠・出産・育児の『切れ目ない支援』を行うため、財源を確保した上で子どもへの資源配分を大胆に拡充し、少子化

---

6) 少子化社会対策大綱は、少子化社会対策基本法の第7条「政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない」ため、2004年、2010年、2015年と3度定められている。この大綱が「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針」となり、現在、日本の少子化対策の軸となっている。政府のこれまでの取り組みおよび少子化対策の具体的な内容については、内閣府ホームページを参照。

対策を充実する」として、少子化の危機意識とともにしながらも、より市場化された、経済政策として、少子化対策を位置づけていると考えられる。

また、2015年3月20日に閣議決定された『少子化社会対策大綱～結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現をめざして～』における「Ⅱ 基本的な考え方」によると、「個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会をつくることを基本的な目標」としている。これは少子化が社会問題でありながらも、子どもをもつことはあくまでも個人の決定によるものであり、出生率についての言及は現在も避けられ続けている。しかし一方で「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪とした少子化対策によって、少子化は克服できる課題であるとされている。少子化を「克服する」とは、どのような状況を指すのだろうか。

現在の日本の少子化対策は、保育所の待機児童解消を中心とした子育て支援、および企業における「ワーク・ライフ・バランス」の実現、すなわち経済政策の一部としての少子化対策となっている。これは、1990年代の「子育てのための環境づくり」施策から焦点を拡大し、包括的な家族のための施策の束となっているといえる。また、当然ながら子どもを持つかどうかはあくまでも個人の選択<sup>7)</sup>とされている。

少子化対策の対象は結婚、妊娠・出産、子育て世代という、「切れ目のない」幅の広いものであるが、実際はエンゼルプランの段階から、待機児童の解消に焦点が絞られている。つまり「子どもをもつ若い家庭」がその支援の中心であり、経済状況の悪化に基づく雇用の不安定化や女性就労の増大、伝統的家族の解体といった「新しい社会的リスク」への対処であるため、政府が目指す広範な「切れ目のない取組」の実現は、今後も大きな課題だろう。日本における少子化対策の目標や手段は、拡大／拡散しているため、少子化対策という名称自体にも、限界が見いだせる。

平成2年版厚生白書において、この時期の呼称は「子どもが健やかに生まれ育つための環境づくり」であったが、日本の子ども・子育て支援の形成のために「家族政策」という名称も検討されていたことは、注目すべきだろう。

---

7) 「個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意」と2015年3月の「少子化社会対策大綱」にも明記されている。



### 【家庭政策（ファミリーポリシー）】

家族・家庭の有する諸機能の低下に注目し、これを補強・強化していくことを目的とした施策。ヨーロッパ諸国においては家庭政策の歴史は古く、最近では、女性の社会進出等による出産・育児と就労の両立を支援するという視点が強調され、内容も、狭義の福祉施策にとどまらず、育児休業などの雇用政策や住宅政策における配慮など幅広い政策手段が組み合わされている。我が国においても、近年の子どもと家庭をめぐる環境の変化に対応したこれからの社会保障の在り方として、家庭政策の視点が求められている。（厚生省、1991: 100）

## 5 新自由主義の家族政策は可能か？

以上のように、日本における少子化対策は、1980年代の行政改革の波を受け、新自由主義を背景として形成されたといえる。個人や女性を対象とするのではなく、企業を支援の中心としながら、伝統的な男性稼ぎ主モデル家族を単位とした少子化対策が1990年代に形成されていく。同時に、長期不況のなかで企業福祉が減少し、また世界的な新自由主義の影響から雇用の柔軟化・流動化がはかられ、福祉見直し論は高まり、さらには日本的な労使関係は解体していった。少子化対策は「新しい社会的リスク」に対応するため、企業に代わり「家族」にむけた（家族）政策が少子化対策となるという、雇用政策・経済政策としての少子化対策として発展していると考えられるだろう。

つまり、日本における少子化対策は新自由主義的の世界的拡大および浸透のなかから形成されたため、そもそも新自由主義が組み込まれたものであるため、スウェーデンとは異なり、内的矛盾は顕在化することはない。個人ではなく家族（世帯）を単位とした経済政策としての少子化対策は、新自由主義の論理とは矛盾せず、親和性の高いものであるといえる。そのうえ、「切れ目のない」現在の少子化対策には、包括的な政策パッケージとしての家族政策の形成の可能性も見いだせる。しかしながら、「家族」への支援を推進しながらも、女性「個人」を輝かせるための現在の少子化対策は、日本においても矛盾が顕在化することは避けられないだろう。

本稿において、「幅の広い」新自由主義のレトリックは、家族政策と親和性が高いものであることを検討した。つまり、民営化（民間企業の活用）は、家



族政策の削減には必ずしもつながらず、さらには家族政策（少子化対策）の形成までつながることを明らかにした。スウェーデンにおいては、個人化し、自立する個人（男性、女性）のための政策が目指され、日本においては「家族」のための少子化政策が目指されているが、どちらの国においても、新自由主義的な家族政策が福祉国家再編とともに、グローバル経済を背景とした雇用政策／経済政策の一部として、再編／発展していくことを見いだすことができるだろう。

## 参考文献

- 浅井亜希 (2013a) 「スウェーデンとフランスにおける脱家族化への家族政策の転換」『事例比較にみる福祉政治』ミネルヴァ書房：245-266。
- (2013b) 「スウェーデンにおける家族政策と女性—『二つの役割』から個人の自立へ」庄司洋子ら編『自立と福祉—制度・臨床への学際的アプローチ』現代書館：234-249。
- (2016) 「厚生省における少子化対策の形成—エンゼルプランから新エンゼルプランへ—」『立教社会福祉研究』第35号，立教大学社会福祉研究所：9-18。
- Bergqvist, C. (2016) “The Welfare State and Gender Equality”, in Pierre, J. ed. *The Oxford Handbook of Swedish Politics*, Oxford University Press.
- Council of Europe (2001) *Going For Gender Balance: A guide For Balancing Decision-Making*.
- フレーザー, ナンシー (2003) 仲正昌樹監訳『中断された正義—「ポスト社会主義的」条件をめぐる批判的省察』御茶の水書房。
- (2011) 関口すみ子訳「フェミニズム, 資本主義, 歴史の狡猾さ」『法学志林』第759号：27-51。
- Försäkringskassan (2014) *Social Insurance in Figures 2014*.
- Gauthier, A. H. (1996) *The State and the Family: A Comparative Analysis of Family Policies in Industrialized Countries*, Clarendon Press.
- ハーヴェイ, デビット (2007) 渡辺治監訳『新自由主義』作品社。
- Hägg, M. och Werkmäster, B. (1971) *Frihet Jämlikhet Systemskap: En Handbok För Kvinnor*, uddevalla: Bohusläningens AB (柳沢由美子訳 [1979] 『スウェーデン女性解放の手引』家政教育社)。
- 自由民主党 (1979) 『日本型福祉社会』自由民主党広報委員会出版局。

- Kammerman, S. B., and Kahn, A. J. (1978) *Family Policy: Government and Families in Fourteen Countries*, Columbia University Press.
- 加藤淳子・ボー・ロススタイン（前田健太郎訳）（2005）「政府の党派性と経済運営—日本とスウェーデンの比較—」レヴァイアサン 37号：48-74 木鐸社。
- 経済企画庁編（1992）『国民生活白書』平成4年度国民生活白書。
- 近藤康史（2011）「ヨーロッパ福祉国家の現在とゆくえ」齋藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版。
- 厚生省（1991）『平成2年版 厚生白書』厚生問題研究会。
- （1998）『平成10年版 厚生白書』ぎょうせい。
- 厚生省児童家庭局（1998）『児童福祉50年の歩み』厚生省児童家庭局。
- 厚生省児童家庭局企画課監修（1998）『子ども家庭福祉情報』第14号。
- 厚生労働省『平成17年度版 厚生労働白書』。
- Leitner, H., Peck, J., Sheppard, E. S., eds., (2007) *Contesting neoliberalism : urban frontiers*, Guilford Press.
- Liljeström, R. (eds.) (1978) *Roles in transition: Report of an investigation made for the Advisory Council on Equality between Men and Women*, Liber Förlag, Stockholm（植村久子訳〔1987〕『スウェーデン／女性解放の光と影』勁草書房）。
- Lundquist, Å., (2011) *Family Policy Paradoxes*, Policy Press.
- Martin=Korpi, B. (2006) *Förskolan I politiken: om intentioner och beslut bakom den svenska förskolans framväxt*, Stockholm: Utbildnings-och kulturdepartementet（太田美幸訳〔2010〕『政治のなかの保育』かもがわ出版）。
- 宮本太郎（1999）『福祉国家という戦略——スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社。
- 宮本太郎（1997）「90年代危機とスウェーデンの福祉改革」労働調査1997年3月号：29-34, 労働調査協議会。
- Myrdal, A. (1971) *Towards Equality*, Prisma, Stockholm.
- （With Klein, V.）（1956）*Women's Two Roles: Home and Work*. London: Routledge and Kegan Paul（大和チドリ, 桑原洋子訳〔1985〕『女性の二つの役割：家庭と仕事』ミネルヴァ書房）。
- 内閣府（少子化対策）ホームページ <http://www8.cao.jp/shoushi/shoushika/index.html>
- P. Pierson (1994) *Dismantling the Welfare State, Thatcher and the Politics of Retrenchment*, Cambridge University Press.
- OECD Data ホームページ <https://data.oecd.org>
- SCB (2002) *Hur många barn får jag när jag blir stor? Barnafödande ur ett*

*livsperspektiv*, Demografiska rapporter.

SCB (2012) *Women and men in Sweden 2012 Facts and figures*, Statistics Sweden.

新川敏光 (2014) 『福祉国家変革の理路—労働・福祉・自由』 ミネルヴァ書房。

新村出編 (1998) 『広辞苑 第五版』 岩波書店。

SOU (1972 : 34) *Familjestöd*, Betänkande avgivet av familjepolitiska kommittén, Stockholm.

SOU (1972 : 41) *Familj och äktenskap I*, Betänkande avgivet av Familjelagssakkunniga, Justitiedepartementet.